

別紙 別表第3（第5条関係）

これまでの改正内容を反映しています。

【改正経過】

・令和5年10月1日施行分

※都福祉のまちづくり条例施行規則の改正に伴う一部改正

一般客室に関する基準、道路に関する整備基準の整理、駅舎等の整備基準を変更しています。

・令和7年6月1日施行分

※バリアフリー法施行令の改正に伴う一部改正

建築物(移動等円滑化経路、便所、観覧席・客席、駐車場、案内設備までの経路)、共同住宅等(便所、駐車場)の基準を変更しています。

・令和8年1月1日施行分

※都福祉のまちづくり条例施行規則の改正に伴う一部改正

建築物(移動等円滑化経路、便所、観覧席・客席、駐車場)、共同住宅等(特定経路等、便所、駐車場)の基準を変更しています。

別表第3（第5条関係）

1 建築物(共同住宅等を除く。)に関する整備基準(公共的建築物)

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上（工に掲げる場合にあっては、そのすべて）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路 <u>（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</u></p> <p>イ 建築物またはその敷地に8の項③ウに掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 <u>（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</u></p> <p>ウ 建築物またはその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 <u>（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</u></p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他の側の道等までの経路（当該公共用歩廊またはその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段または段を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 戸の全部または一部にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置を講じること。</p> <p>イ 戸を設ける場合（便所および階段室に設ける場合を除く。）には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、利用居室等において、戸（移動等円滑化経路等を構成する戸を除く。）を設ける場合には、戸の1以上を自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) (1)に規定する出入口のうち、屋外へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。）の1以上は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>(3) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるものならびにエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）および昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 屋外へ通ずる出入口には、出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>エ 誘導鈴または音声誘導装置を設けること。</p>

3 廊下等	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分または傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（令第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分がつぎに掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 段差を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>エ 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 手すりを設置すること</p> <p>カ 突出物を設けないこと。ただし、安全に通行できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>キ 階段、傾斜路等（以下「階段等」という。）の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>ク 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 授乳およびおむつ交換のできる十分な広さを確保した場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>イ アに掲げる授乳およびおむつ交換のできる場所には、鍵を設置すること。</p>
4 階段	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>キ 手すり子形式とする場合には、2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 段鼻に滑り止めを設けること。</p> <p>ケ 幅員が300センチメートルを超える場合には、中央部に手すりを設置すること。</p> <p>コ けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>(2) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>

5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分がつぎに掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの</p> <p>オ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の平たんな踊り場を設けること。</p> <p>カ 廊下等と交差する傾斜路の始点および終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、廊下等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。</p> <p>キ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ク 幅は、階段に代わるもの（移動等円滑化経路等を構成するものを除く。）にあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあっては、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>ウ 両側に連続した手すりを設けること。</p> <p>(3) 道等および車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段または段を設けない経路（以下「宿泊者特定経路」という。）を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>エ 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>カ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>キ 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p>
------------------------	---

6 エレベーターおよびその乗降口ビー	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）およびその乗降口ビーは、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 籠は、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。</p> <p>イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降口ビーに転落防止策を講ずるものとすること。</p> <p>エ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>オ 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内または乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーターおよびその乗降口ビーは、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、籠および昇降路の出入口の幅を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の内部については、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>(ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車いすで円滑に利用できるもの、または15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(I) 籠内および乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。</p> <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字およびaまたはbに類するもの</p> <p>(オ) 籠の入口の正面の壁面には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(3) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）およびその乗降口ビーは、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。</p> <p>イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 籠内および乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ク 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。</p>
--------------------	--

7 特殊な構造または使用形態のエレベーター その他の昇降機	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア エレベーターにあっては、つぎに掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 車椅子使用者が利用できる構造とすること。 (イ) 利用する際に鍵が必要な場合は、呼出しボタン等を設置すること。 <p>イ エスカレーターにあっては、つぎに掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 平成12年建設省告示第1417号第1に規定するものであること。 (イ) 乗降口には、長さが100センチメートルの乗降口誘導固定手すりを設け、点字等による案内表示を行うこと。 (ウ) 乗降口に、くしから70センチメートル以上の移動手すりを設置すること。 (エ) 踏段のステップの水平部分は、3枚以上、定常段差に達するまでの踏段のステップは、5枚以上とすること。 (オ) くし板は、歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いを認知しやすいように色表示を行うこと。 (カ) 乗降口に、点状ブロック等を敷設すること。 (キ) 乗降口付近に、乗降を誘導する音声案内を設けること。 (ク) 車椅子で利用できる旨の案内表示およびインターホンを設けること。 <p>(2) 移動等円滑化経路等または宿泊者特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するもの）は、(1)のアに掲げるもののほか、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとすること。</p> <p>イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。</p>
8 便所	<p>(1) <u>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、つぎに掲げるものとすること。</u></p> <p>ア <u>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（つぎに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けること。</u></p> <p><u>(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に接近する位置にあるもの</u></p> <p><u>(イ) 不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u></p> <p>イ <u>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けること。</u></p> <p>ウ <u>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(2) <u>(1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</u></p> <p><u>(3) (1)の規定により(1)に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（つぎに掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてつぎに掲げるイの場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、</u></p>

8 便所	<p>つぎの(ア)または(イ)に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。</p> <p>(ア) 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超えて、40,000平方メートル以下の場合 2</p> <p>(イ) 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に 20,000分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p> <p>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、つぎのいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>(イ) 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合</p> <p>(ウ) つぎのaまたはbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該aまたはbに定める場合</p> <p>a 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>b 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>(イ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）(1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((3)イ(ア)に規定する施設が(3)イ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の(1)に規定する便所および女子用の(1)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房はつぎに掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房および便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。</p> <p>(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>(4) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(5) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(6) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設</p>
------	--

8 便所	<p><u>ける場合を除く。)。</u></p> <p>(7) <u>(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u></p> <p>(8) <u>(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、折りたたみベッドその他の横になつて着替えを行うことができる設備を設けた便房1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u></p> <p>(9) <u>(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、小児用の便座を設置した便房1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u></p> <p>(10) <u>(1)の規定により設ける(1)に規定する便所は、つぎに掲げるものとすること。</u></p> <p>ア <u>出入口および床面に段差を設けないこと。</u></p> <p>イ <u>便房の設備は、日本産業規格 S 0026に基づき整備すること。</u></p> <p>ウ <u>便房に棚またはフックを設置すること。</u></p> <p>エ <u>便器を腰掛け便座とし、手すりを設置した便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</u></p> <p>(11) <u>(1)の規定により設ける(1)に規定する便所であつて、男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</u></p>
9 浴室等	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室またはシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 沼槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>（ア）幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>（イ）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) (2)の浴室等に脱衣室を設ける場合（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されていること。</p> <p>イ 段差を設けないこと。</p>

10 宿泊施設の客室	<p>(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室以下の場合は当該客室数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて得た数）以上、全客室数が200室を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 便所は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(イ) 便所内に、つぎに掲げる構造の便房を設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 便房および当該便房が設けられている便所の出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(ア) 便房の設備は、日本産業規格S 0026に基づき整備すること。</p> <p>(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>工 浴室等は、つぎに掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するつぎに掲げる要件に該当する浴室等が1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてつぎに掲げる構造であること。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口は、ウの（ウ）に掲げるものであること。</p> <p>(3) 一般客室は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 一般客室（和室部分を除く。<u>ウ、工およびオ</u>において同じ。）の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（<u>一般客室の床面積（和室部分および同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上</u>）とすること。</p> <p>工 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段または段を設けないこと。ただし、つぎの（ア）から（ウ）までに掲げる場合に応じ、当該（ア）から（ウ）までに定める部分を除く。</p> <p>（ア） 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る階段または段の部分</p> <p>（イ） 勾配が、12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段または段の部分</p> <p>（ウ） 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>オ <u>ウの規定に該当する便所および浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口およびこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合あっては、80センチメートル以上）とすること。</u></p>
------------	--

11 観覧席・客席	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、(ア)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の(イ)に掲げる基準に適合する場所を設けること。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、つぎに掲げるものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none">a 当該観覧席または客席の全席数が50席以下の場合 2以上b 当該観覧席または客席の全席数が51席以上200席以下の場合 当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上c 当該観覧席または客席の全席数が200席を超える場合 当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上 <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、つぎに掲げるものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none">a 幅は90センチメートル以上とすること。b 奥行は135センチメートル以上とすることc 床面は平らとすること。d 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。e 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接した位置に、同伴者のための座席またはスペースを設けること。 <p>(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席または客席に設ける座席の数が200席を超える場合には、2箇所以上に分散して設けること。</p> <p>イ 通路側の座席のひじ掛けは跳ね上げ式とすること</p> <p>ウ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>
-----------	---

12 敷地内の通路	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、つぎに掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。 (オ) 段の両側に2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、通行の支障となる場合は、この限りでない。 ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (エ) 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。 (オ) 他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、通路等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。 (カ) 勾配は、12分の1を超えないこと(移動等円滑化経路等を除く。)。 (キ) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。 エ 幅は、140センチメートル以上とすること。 オ 歩行者と車の動線を分離すること。 カ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。 <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 勾配は、20分の1を超えないこと。 (イ) 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つま先使用者等の通行に支障のないものとすること。 <p>(3) 1の項(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項(1)のア中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
-----------	---

13 駐車場	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとしてつぎに掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>ア 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>イ アに規定する駐車場およびアに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合にあって、つぎに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p> <p>(イ) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(イ)において同じ。）および当該アに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数および当該アに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上設けること。</p> <p>ウ 建築等を行う場合であって不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）を設ける公共的建築物（中規模建築分以外の特別特定建築物を除く。）にあっては、つぎの(ア)または(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合</p> <p>(ア) 当該建築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合、つぎのaまたはbに掲げる場合の区分に応じ、当該aまたはbに定める数</p> <p>a 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該建築物に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このaおよびbにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p> <p>b 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p> <p>(イ) 当該建築等に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 車体の駐車スペースは幅を210センチメートル以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。</p> <p>(5) 車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。</p> <p>(6) 車椅子使用者用駐車施設および(5)に規定する通路には、屋根またはひさしを設けること。</p>
--------	---

13 駐車場	<p>(7) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅270センチメートル以上かつ奥行き540センチメートル以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。</p> <p>(10) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、車体後部からスロープの出る福祉車両に対応できる奥行き8メートル以上の駐車スペースを確保すること。</p>
14 標識	<p>エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示するつぎに掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>ア 当該施設を利用する者が見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
15 案内設備	<p>(1) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設または授乳場所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設または授乳場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所または授乳場所の配置について、つぎに掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字およびアまたはイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)および(2)の規定は適用しない。</p>
16 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から15の項(2)の規定による設備または15の項(3)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。）にすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（令第<u>22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等をいう。以下同じ。）および点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分（つぎに掲げる部分を除く。）</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c 段がある部分または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等</p>

17 公共的通路	<p>都市計画法または建築基準法の規定に基づき建築物内および当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分（以下「公共的通路」という。）の1以上は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとすること。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項(1)、(2)もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">a 手すりを設けること。b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。c 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。d 勾配は、20分の1を超えないこと。e 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。f 両側に側壁または立ち上がりを設けること。g 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(オ) 当該敷地外の道路または公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <ul style="list-style-type: none">a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
----------	---

17 公共的通路	<p>イ 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項(1)もしくは(2)もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 手すりを設けること。 b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分および傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、または直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。 d 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 e 勾配は、12分の1を超えないこと。 f 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 g 両側に側壁または立ち上がりを設けること。 h 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(オ) 道路または建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連續性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
----------	---

18 洗面所	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する洗面所を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ つぎに掲げる洗面器を1以上設けること。</p> <p>(ア) 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保すること。</p> <p>(イ) 洗面器の上端の高さは、75センチメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。</p> <p>(I) 鏡の下端は、洗面器の上端から20センチメートル以下とすること。</p> <p>(オ) 排水トラップは、Pトラップとすること。</p> <p>(カ) 水栓金具は、光感知式等の自動式、レバー式等の簡単に操作できるものとすること。</p> <p>(キ) 蛇口は、水が跳ねない仕様とすること。</p> <p>ウ イに定める洗面器以外の洗面器のうち1以上には、手すりを設けること。</p> <p>エ 棚、フック等を設けること。</p>
19 屋上またはバルコニー	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する屋上またはバルコニーを設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子が円滑に通行できるものとすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されていること。</p> <p>エ 高さ110センチメートル以上の転落防止用の手すりを設けること。</p>
20 カウンターまたは記載台	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するカウンターまたは記載台を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 立位で使用するカウンターまたは記載台は、固定すること。</p> <p>イ つぎに掲げる車椅子使用者が利用できるカウンターまたは記載台を設けること。</p> <p>(ア) 下部にひざが入る空間を確保すること。</p> <p>(イ) 床からカウンターまたは記載台の上端までの寸法は、70～75センチメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 呼出しを行うカウンターを設ける場合は、電光掲示板等の設備を設置すること。</p>
21 公衆電話	<p>1以上をつぎのいずれにも該当するものとすること。</p> <p>ア 電話台の高さは、70センチメートル以下とすること。</p> <p>イ 電話台の下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。</p>
22 自動販売機・水飲み器	<p>(1) 自動販売機を設ける場合は、車椅子使用者が利用できる空間を確保すること。</p> <p>(2) 水飲み器を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる水飲み器を1以上設けること。</p> <p>(3) 水飲み器を壁から突出させないこと。ただし、安全に利用できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p>
23 コンセントまたはスイッチ	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するコンセントまたはスイッチ（利用居室等にあるものに限る。）は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア コンセントおよびスイッチは、その中心の高さを床上40センチメートル以上110センチメートル以下とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、ベッド周辺に設置するコンセントおよびスイッチは、その中心の高さを床上80センチメートル以上90センチメートル以下とすること。</p> <p>ウ コンセントまたはスイッチは、車椅子使用者が押しやすい場所に設置すること。</p>
24 緊急時の設備等	<p>(1) 警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とすること。</p> <p>(2) 避難経路上に段差を設けないこと。ただし、階から階に至る階段については、この限りでない。</p> <p>(3) 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設けること。</p>

25 手すり	<p>(1) 階段および廊下等に設置する手すりの取付け高さは、1段の場合は75センチメートル以上85センチメートル以下、2段の場合は60センチメートル以上65センチメートル以下および75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。ただし、専ら乳幼児が利用する手すりについては、この限りでない。</p> <p>(2) 2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置すること。</p> <p>(3) 形状は、円形または楕円形とし、握りやすいものとすること。</p> <p>(4) 手すりと壁とは、4センチメートル以上空け、手すりの下側で支持すること。</p> <p>(5) 端部は、下方または壁面方向に曲げること。</p> <p>(6) 階段および傾斜路の手すり端部の水平部分は、45センチメートル以上とすること。</p> <p>(7) 階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示すること。</p>
--------	---

別表第3（第5条関係）

2 建築物(共同住宅等)に関する整備基準(公共的建築物)

整備項目	整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各戸までの経路のうち1以上および各戸から車いす使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この表において「特定経路等」という。)にすること。</p> <p>(2) 共同住宅等に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等、8の項(3)ウに掲げる構造の車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、1の表のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路またはその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段または段を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 戸の全部または一部にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置を講じること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと(特定経路等を構成する出入口を除く。)。</p> <p>(2) (1)に規定する屋外へ通ずる出入口(特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。)の1以上は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>(3) 特定経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること((2)に掲げるものならびにエレベーターの籠および昇降路の出入口に設けられるものを除く。)。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 床の表面は、平たんで滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 屋外へ通じる出入口には、出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p>
3 廊下等	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ウ 段差を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>エ 幅は、120センチメートル以上とすること(特定経路等を構成する廊下等を除く。)。</p> <p>オ 手すりを設置すること。</p> <p>カ 突出物を設けないこと。ただし、安全に通行できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>キ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>ク 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、幅を140センチメートル以上とすること。</p>

4 階段	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>キ 手すり子形式とする場合には、2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 段鼻に滑り止めを設けること。</p> <p>ケ 幅員が3メートルを超える場合には、中央部に手すりを設置すること。</p> <p>コ けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>
5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>エ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の平たんな踊り場を設けること。</p> <p>オ 廊下等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、廊下等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。</p> <p>カ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>キ 幅は、階段に代わるもの（移動等円滑化経路等を構成するものを除く。）にあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>ク 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>イ 両側に連続した手すりを設けること。</p>
6 エレベーターおよびその乗降口バー	<p>(1) 多数の者が利用するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）およびその乗降口バーは、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 乗降口バーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降口バーに転落防止策を講ずるものとすること。</p> <p>イ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p>

6 エレベーターおよびその乗降口バー	<p>ウ 乗降口バーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内または乗降口バーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>エ 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設すること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成するエレベーターおよびその乗降口バーは、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 篠は、多数の者が利用する階に停止すること。</p> <p>イ 篠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 篠の内部については、つぎに掲げるものとすること。ただし、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 (イ) 幅は、140センチメートル以上とすること。 (ウ) 車椅子の転回に支障がない構造とすること。 (エ) かご内および乗降口バーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。 <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字およびaまたはbに類するもの</p>
7 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>(1) 数多の者が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するものほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア エレベーターにあっては、つぎに掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 車椅子使用者が利用できる構造とすること。 (イ) 利用する際に鍵が必要な場合は、呼出しボタン等を設置すること。 (エ) エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1に規定するものであること。 <p>(2) 特定経路等を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するもの）は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとすること。</p> <p>イ 篠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。</p>
8 便所	<p>(1) <u>多数の者が利用する便所は、つぎに掲げるものとすること。</u></p> <p>ア <u>多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（つぎに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) <u>直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの。</u> (イ) <u>多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u> (エ) <u>多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。</u> (オ) <u>多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</u> <p>(2) <u>(1)に規定する多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それ1以上）設けること。</u></p> <p>(3) <u>(1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（つぎに掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する</u></p>

8 便所

- 上で支障がないものとしてつぎに掲げるイの場合は、この限りではない。
- ア 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、つぎの(ア)または(イ)に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とすること。
- (ア) 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2
- (イ) 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に
20,000分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）
- イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、つぎのいずれかに該当するものとすること。
- (ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- (イ) 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合
- (ウ) つぎのaまたはbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該aまたはbに定める場合
- a 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- b 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- (イ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）(1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数 (3)イ(ア)に規定する施設が(3)イ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の(1)に規定する便所および女子用の(1)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合
- ウ 車椅子使用者用便房はつぎに掲げる構造のものとすること。
- (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (イ) 車椅子使用者用便房の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。
- (オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。
- (4) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- (5) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所は、つぎに掲げるものとすること。
- ア 出入口および床面に段差を設けないこと。
- イ 便房の設備は、日本産業規格 S 0026に基づき整備すること。
- ウ 便房に棚またはフックを設置すること。

	<p>工 便器を腰掛け便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。</p> <p>(6) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所であって、男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</p>
9 洗室等	<p>(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) (2)の浴室等に脱衣室を設ける場合（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>イ 段差を設けないこと。</p>
10 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(オ) 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p> <p>(カ) 段の両側に2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、通行の支障となる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(オ) 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(カ) 他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、通路等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。</p> <p>(キ) 勾配は、12分の1を超えないこと（特定経路等を除く。）。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1以下とすることができる。</p> <p>(ク) 幅は、135センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 幅は、135センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 歩行者と車の動線を分離すること。</p> <p>カ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p>

10 敷地内の通路	<p>(2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては8分の1以下、高さが75センチメートル以下のものまたは敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>(イ) 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>エ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとすること。</p> <p>(3) 1の項(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項中「道等」とあるのは「当該共同住宅等の車寄せ」とする。</p>
11 駐車場	<p>(1) <u>多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</u></p> <p>ア <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合は、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u></p> <p>イ <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</u></p> <p>(2) <u>(1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして、つぎに掲げる場合は、適用しない。</u></p> <p>ア <u>多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</u></p> <p>イ <u>アに規定する駐車場およびアに規定する駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、つぎに掲げる基準に適合する場合</u></p> <p>(ア) <u>当該アに規定する駐車場の出入口部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</u></p> <p>(イ) <u>当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。）および当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数）の合計数が、(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</u></p> <p>ウ <u>建築等を行う場合であって、つぎの(ア)または(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合</u></p> <p>(ア) <u>当該建築等にかかる部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合、つぎのaまたはbに掲げる場合の区分に応じ、当該aまたはbに定める数</u></p> <p>a <u>当該建築等に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該建築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(ア)および(イ)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u></p> <p>b <u>当該建築等に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたと</u></p>

11 駐車場	<p style="color: red; font-weight: bold;">きは、これを切り上げて得た数)</p> <p><u>(1) 当該建築等に多数の者が利用する駐車場を設けない場合は1</u></p> <p><u>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものであること。</u></p> <p>ア 車体の駐車スペースは幅を210センチメートル以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p><u>(4) 車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。</u></p> <p><u>(5) 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。</u></p> <p><u>(6) 車椅子使用者用駐車施設（特定経路等を構成するものに限る。）から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。</u></p> <p><u>(7) 車椅子使用者用駐車施設および(6)に規定する通路に屋根またはひさしを設けること。</u></p> <p><u>(8) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設けること。</u> ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(9) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。</u>ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(10) 多数の者が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅270センチメートル以上かつ奥行き540センチメートル以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。</u></p>
12 標識	<p>エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示するつぎに掲げる要件に該当する標識を設ければならない。</p> <p>ア 多数の者が見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
13 案内設備	<p>(1) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機または便所の配置について、つぎに掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字およびアまたはイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)および(2)の規定は適用しない。</p>
14 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から13の項(2)の規定による設備または13の項(3)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。）にすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等および点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p>

	(ア) 車路に近接する部分
14 案内設備までの経路	<p>(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分（つぎに掲げる部分を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの c 段がある部分または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
15 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとすること。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 手すりを設けること。 b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 c 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 d 勾配は、20分の1を超えないこと。 e 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 f 両側に側壁または立ち上がりを設けること。 g 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(エ) 当該敷地外の道路または公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連續性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 <p>イ 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合</p>

	<p>には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p>
15 公共的通路	<p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 手すりを設けること。 b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分および傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、または直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。 d 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 e 勾配は、12分の1を超えないこと。 f 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 g 両側に側壁または立ち上がりを設けること。 h 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(イ) 道路または建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 c 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。 d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 g 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
16 洗面所	<p>多数の者が利用する洗面所を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ つぎに掲げる洗面器を1以上設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保すること。 (イ) 洗面器の上端の高さは、75センチメートル以下とすること。 (ウ) 下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。 <p>(イ) 鏡の下端は、洗面器の上端から20センチメートル以下とすること。</p> <p>(オ) 排水トラップは、Pトラップとすること。</p> <p>(カ) 水栓金具は、光感知式等の自動式、レバー式等の簡単に操作できるものとすること。</p> <p>(キ) 蛇口は、水が跳ねない仕様とすること。</p> <p>ウ イに定める洗面器以外の洗面器のうち1以上には、手すりを設けること。</p> <p>エ 棚、フック等を設けること。</p>

17 屋上またはバルコニー	<p>多数の者が利用する屋上またはバルコニーを設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子が円滑に通行できるものとすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されていること。</p> <p>エ 高さ110センチメートル以上の転落防止用の手すりを設けること。</p>
18 緊急時の設備等	<p>(1) 警報装置は光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とすること。</p> <p>(2) 避難経路上に段差を設けないこと。ただし、階から階に至る階段については、この限りでない。</p> <p>(3) 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設けること。</p>
19 手すり	<p>(1) 階段および廊下等に設置する手すりの取付け高さは、1段の場合は75センチメートル以上85センチメートル以下、2段の場合は60センチメートル以上65センチメートル以下および75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。ただし、専ら乳幼児が利用する手すりについては、この限りでない。</p> <p>(2) 2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置すること。</p> <p>(3) 形状は、円形または橢円形とし、握りやすいものとすること。</p> <p>(4) 手すりと壁とは、4センチメートル以上空け、手すりの下側で支持すること。</p> <p>(5) 端部は、下方または壁面方向に曲げること。</p> <p>(6) 階段および傾斜路の手すり端部の水平部分は、45センチメートル以上とすること。</p> <p>(7) 階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示すること。</p>

別表第3（第5条関係）

3 道路（特定道路を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道等	<p>(1) 歩道等と車道等の分離</p> <p>ア 歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）と車道または車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>イ 歩道等と車道等を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。</p> <p>ウ 歩道（車両乗入れ部および横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、原則として15センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道の有効幅員、勾配</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。</p> <p>イ 歩道の横断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 歩道（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 歩道等の舗装</p> <p>歩道等の舗装は、歩行者の安全性および快適性を確保するため、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p>
2 歩道等と車道等との段差	<p>(1) 単路部</p> <p>ア 歩行者の通行動線上における歩道等と車道等との段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、5パーセント以下（ただし、沿道の状況等によりやむをえない場合には、8パーセント以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>(2) 交差点部</p> <p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。</p> <p>(3) 細街路との交差部</p> <p>自動車交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性および連續性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</p>
3 車両乗入れ部	<p>(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者の安全性および快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。</p> <p>(2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</p> <p>(3) 車両乗入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下（特殊縁石（歩道等の切下げ量を少なくすることができる形式の縁石をいう。以下同じ。）を用いる場合は、10パーセント以下）とすること。</p>
4 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、道路標識または信号機および道路標示を設けること。</p>
5 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比が確保できる措置を講ずること。</p>
6 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性および移動性に配慮した構造とすること。
7 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。

8 案内・表示	(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標識を整備すること。 (2) 標示は、大きめで、わかりやすい文字、記号等で表記すること。
9 駐車場（道路附属物としての駐車場）	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。

別表第3（第5条関係）

3の2 特定道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道等	歩行者が安心して通行できる歩行空間を連續して確保すること。
2 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識または信号機および道路標示を設けること。
3 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性および移動性を配慮した構造とすること。
4 歩道等と車道等との段差（一般的な事項）	すりつけ勾配は、5パーセント以下（沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。
5 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。
6 歩道等と車道等との段差（細街路と交差する場合）	交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性および連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
7 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者の安全性および快適性を考慮し、歩道等の路面が連續して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下（特殊縁石を用いる場合は、10パーセント以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部に設ける縁石の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。
8 案内標識	標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。

別表第3（第5条関係）

4 公園等（都市公園を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>出入口は、つぎに定める構造とすること。ただし、2の項に定める園路に接続が困難な出入口については、この限りでない。この場合においては、つぎに掲げる基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。）を併設すること。</p> <p>オ 路面は、平たんでも濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 警告用に用いる点状ブロック等の敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。また、直接車道等と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p>
2 園路	<p>主要な施設を利用するための園路のうち1経路以上は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、長さ50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる広さの場所を設けるときに限り、幅を120センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。</p> <p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。</p> <p>カ 路面は、平たんでも濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>ク 縁石、街渠（きょ）等により段差が生じる場合は、5パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>ケ 園路に付帯する観覧場所および休憩場所には、車椅子が安定して停止できる水平部分を適宜設けること。</p> <p>コ 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。</p>
3 階段	<p>階段（当該階段の踊場を含む。）は、つぎに定める構造とするとともに、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもって傾斜路に代えることができる。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、平たんでも濡れても滑りにくい仕上げとし、かつ、視覚障害者等が識別しやすいものとすること。</p>

	<p>カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>キ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限り でない。</p> <p>ク 階段の始点および終点に水平部分を、高さ3メートル以内ごとに水平な踊場を設けること。この場合において、当該水平部分および踊場の長さは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ 階段の始終端部に近接する路面には、警告に用いる点状ブロック等を敷設すること。</p>
4 傾斜路	<p>傾斜路（3の項の傾斜路および階段または段に代わり設けられる傾斜路をいう。）は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段または段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下を標準とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができます。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 傾斜路の始点および終点ならびに高さ75センチメートル以内ごとに、踏み幅150センチメートル以上の踊場を水平に設けること。</p> <p>カ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない</p>
5 休憩所	<p>不特定かつ多数の者が利用する休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該休憩所の出入口をつぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとすること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p>
6 野外劇場および野外音楽堂	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する野外劇場および野外音楽堂は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、5の項アからウまでの基準に適合すること。</p> <p>イ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧の場所（以下「車椅子使用者用観覧スペース等」という。）およびエの便所との間に設ける通路は、つぎに掲げる基準に適合するものとすること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を85センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。</p>

	<p>(カ) 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等および線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等を設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、8の項の基準に適合するものとすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用観覧スペース等は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>エ 出入口から容易に到達でき、かつサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。</p>
7 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場のうち1以上は、つぎに掲げる場合に応じ、それぞれつぎに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>ア 当該駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数 イ 当該駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設または当該車椅子使用者用駐車施設の付近に、見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 2の項に規定する園路への接続が容易な位置に設けること。</p>
8 便所	<p>(1) 便所は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりおよび光感知式自動洗浄装置を設けること。</p> <p>エ 複数の便房を設ける場合は、当該便房のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）をつぎに定める構造とすること。</p> <p>（ア） 大便器は、1以上を腰掛式とし、手すりを設けること。 （イ） 便房の戸に、腰掛式便器である旨を表示すること。</p> <p>オ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けた便房を1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、つぎに掲げる基準のいずれかに適合させること。</p> <p>ア 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房が設けられた便所は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 出入口は、つぎに掲げる基準に適合するものとすること。</p> <p>（ア） 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 （イ） （ア）の規定にかかわらず、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ず段を設ける場</p>

	<p>合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) (1)に定める傾斜路の幅は90センチメートル以上とし、勾配は5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができます。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房を設けていることを表示する標識を設けること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、85センチメートル以上とすること。 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 <p>(ア) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>(ア) 出入口は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(イ) 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示する標識を設けること。</p> <p>(ウ) 腰掛便座および手すりを設けること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>(5) (1)才ならびに(3)ア(オ)およびイの規定は、車椅子使用者用便房について準用する。</p> <p>(6) 車椅子使用者用便房が設けられた便所および車椅子使用者用便房は、一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(7) (3)ア(ア)から(ウ)までおよび(オ)ならびにイ、(4)イからエまでならびに(6)の規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「車椅子使用者用便房」とあるのは、「当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの」と読み替えるものとする。</p>
9 水飲場および手洗場	<p>水飲場および手洗場は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>(ア) 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>(イ) 飲み口の位置は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでとし、水飲場の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 車椅子が接近し、転回できるように、飲み口への進入経路に各辺150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
10 掲示板および標識	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の配置や経路を表示した掲示板および標識を設置する場合は、そのうち1以上はつぎに定める構造とすること。</p> <p>(ア) 園内の要所に必要に応じて設けること。</p> <p>(イ) 分かりやすい位置および車椅子使用者等が見やすい高さに設けること。</p> <p>(ウ) 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず通路に突出する場合は、掲示板および標識の下端の位置が高さ250センチメートル以上になるよう設けること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>(オ) 表示している内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調および明度とすること。</p> <p>(カ) 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。</p> <p>(キ) 掲示板（案内板に限る。）には、車椅子での利用が可能な園路および施設を表示すること。</p>
11 転落防止等	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等および線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
12 ベンチ	ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。
13 野外卓	<p>野外卓は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>(ア) 床面には、車椅子使用者が使用できるように150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(イ) 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p>

14 排水溝（ます）	園路の動線上および広場に設ける開渠の排水溝ならびに集水ますには、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。
15 公園施設として設けるその他の建築物等	公園施設として設ける建築物のうち特定公園施設以外の建築物および当該建築物の屋内設備については、1の表の規定を準用する。

別表第3（第5条関係）

4の2 都市公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>外部の道路等と接する出入口（別表第8の1の項(2)に規定する基準を満たしている出入口を除く。）は、つぎに定める構造とすること。ただし、同表の1の項(3)に定める通路に接続が困難な出入口については、この限りでない。この場合においては、つぎに掲げる基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。）を併設すること。</p> <p>オ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 警告用に用いる点状ブロック等の敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。また、直接車道等と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p>
2 ベンチ	ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。
3 野外卓	<p>野外卓は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 床面には、車椅子使用者が使用できるように150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p>
4 排水溝（ます）	園路の動線上および広場に設ける開渠の排水溝ならびに集水ますには、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。
5 公園施設として設けるその他の建築物等	公園施設として設ける建築物のうち特定公園施設以外の建築物および当該建築物の屋内設備については、1の表の規定を準用する。

別表第3（第5条関係）

5 駐車場に関する整備基準(公共施設等)

整備項目	整備基準
1 路外駐車場 車椅子使用者 用駐車施設	<p>(1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をするとともに、当該駐車施設への経路について誘導表示を行うこと。</p> <p>ウ 2の項(2)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
2 路外駐車場 移動等円滑化 経路	<p>(1) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。</p> <p>(2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、つぎに掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが、16センチメートル以下のものにあっては8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが、75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(エ) 手すりを設けること。</p>

別表第3（第5条関係）

6 公共交通施設に関する整備基準

(1) 駅舎等

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 公共交通施設（以下「駅舎等」という。）の出入口から、通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して障害（段差、狭小な出入口等をいう。）となるもののがなく、かつ、安全に連続して通行できる経路（以下この表において「移動等円滑化経路」という。）を1以上確保すること。</p> <p>(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。</p> <p>(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況および当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 駅舎等の出入口には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。地形上または構造上困難な駅舎等の場合であっても、1以上の出入口については段差を解消すること。</p> <p>(2) 床の表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすること。</p>
3 駐車場	駐車場を設ける場合の位置および構造等については、1の表に規定する整備基準を準用する。
4 コンコース・通路・ホール等	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等においては、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ウ 壁面および柱面の看板ならびに設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面をとるなどの安全な措置をとること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
5 出札・案内所等	<p>(1) 出札・案内所等のカウンターは、け込みを設けるなど車椅子使用者の利用に支障のない構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 案内所等（勤務する者を置かないものは除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。</p>
6 階段	<p>(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 高さが概ね300センチメートル以内ごとに、踊り場を設けること。</p> <p>(4) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>(5) 表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p>

	<p>(7) 階段下等において、高さが十分確保できないような空間等を設けないこと。やむを得ず空間が生じる場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(8) 階段の両側には、立ち上がりが設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p>
7 傾斜路	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路においては、つぎに定める構造とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とことができる。</p> <p>イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができます。</p> <p>ウ 高さ75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の折り返し部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。</p> <p>(2) 傾斜路の両側は、35センチメートル以上の立ち上がりが設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別できるものとすること。</p>
8 エレベーター	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に、つぎに定める基準に適合するエレベーターを設け、高齢者、障害者等の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用できる場合または地形上、管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 籠および昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅および内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとすること。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合</p> <p>(イ) 籠内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降できる機種を採用する場合</p> <p>ウ 籠内および乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、車椅子が転回できる構造とすること。</p> <p>オ 籠および昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることまたは籠外および籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p>
9 エスカレーター	<p>エスカレーターを設置する場合は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面および床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置すること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。</p> <p>エ 8の項に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別できるものとすること。</p> <p>カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先および昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。</p> <p>キ エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーター</p>

	については、この限りでない。
10 便所（一般用）	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所への案内、誘導および男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>イ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ウ 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 大便器は、1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を腰掛け式とすること。</p> <p>オ 腰掛け式とした大便器および小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>カ 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置式または壁掛け式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>キ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>ク ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>ケ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>コ キ、クまたはケの設備を設けた便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
11 便所（車椅子使用者用便房）	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用便房を有する便所を1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10の項に定めるほか、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房の出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。</p> <p>オ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>カ 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>キ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>
12 旅客待合所	<p>旅客待合所を設ける場合は、つぎに定める構造および設備にすること。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120センチメートル以上とことができる。</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>エ 床の表面は、平たんに滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 壁面および柱面の看板ならびに設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。</p>
13 戸	<p>案内所、旅客待合所その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該戸は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造または車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>
14 案内板等	<p>(1) 駅舎等の出入口の付近その他の適切な場所には、移動等円滑化のための主要な設備等の配置を表示した案内板等の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の案内板等は、高齢者、障害者等に配慮して明確で分かりやすい表示とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化のための主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p>

	<p>(4) (3)の標識は、日本産業規格Z8210に適合するものであること。</p> <p>(5) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p>
15 視覚障害者 誘導案内用設備	<p>旅客施設の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等構内の施設の配置が単純な場合は、この限りでない。</p>
16 視覚障害者 誘導用ブロック	<p>(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触知案内図、便所の出入口および乗車券販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路およびエスカレーターの始終端部に近接する通路の床ならびにエレベーターの乗降口バーの操作盤、触知案内図、便所の出入口および乗車券販売所の前には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達できるよう配慮すること。</p> <p>(5) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において、対比効果が発揮できるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色で十分な対比効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。</p> <p>(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。</p> <p>(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れ、退色または輝度の低下が少ない素材とすること。</p>
17 手すり	<p>(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等動作補助用手すりは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとすること。</p> <p>(3) 取付けの高さは、1段手すりの場合は、床面から80センチメートル程度、2段手すりの場合は、下段が65センチメートル程度、上段が85センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) 手すりの形状については、高齢者、障害者等が支障なく利用できるものとすること。</p> <p>(5) 材質は、その取付場所に配慮したものとすること。</p>
18 券売機	<p>(1) 券売機は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。</p> <p>(2) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用できる機種とすること。</p>
19 休憩設備 <u>(ベンチ等)</u>	<p>(1) ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、<u>旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) (1)の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。</p>

(2) 鉄軌道駅

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>(1) 改札口通路のうち1以上は、幅90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出札口（券売機）から改札口に至る経路および改札口通路の1以上には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。</p>
2 乗降場（プラットホーム）	<p>(1) 床面の水勾配は、100分の1程度とし、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水勾配は、この限りでない。</p> <p>(2) 乗降場の縁端および両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロックまたは点状ブロック（以下「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。ただし、ホームドアまたはホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 乗降場の線路側以外の端部には、転落防止のためのさく等を設けること。</p> <p>(4) 乗降場のホーム先端ノンスリップタイルは、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間および段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>(6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドアまたはホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。この場合においては、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(7) (6)に掲げる乗降場以外の乗降場にあっては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止するための設備を設けること。</p> <p>(8) 列車の接近を文字等により警告するための設備および音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(10) 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>

(3) バスターミナル

整備項目	整備基準
1 バスターミナル	<p>(1) 乗降場の床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 乗降場の縁端のうち、バス車両用の場所に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(3) 乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p>